

国や県の補助金を活用した支援一覧表

No.	ジャンル	事業名	事業概要	担当課
1	結婚	結婚新生活支援事業	結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用など）の最大30万円を補助。	定住促進室 ☎966-1201
2	妊娠・出産	出産育児一時金（国保）	被保険者が出産したときに、出産育児一時金として488,000円を支給。	健康保険課 ☎966-1217
3		産前産後期間の保険税免除	出産する国保被保険者の国保税のうち、所得割額と均等割額が免除。	健康保険課 ☎966-1217
4		妊婦訪問支援事業	家庭訪問により、妊娠、出産、育児等に必要な指導を行う。	健康保険課 ☎966-1217
5		産婦健康診査	産後2週間後、1ヵ月前後に産後の母親の産婦健診を公費で受診することができる。産後の母親の心と身体の経過を確認。	健康保険課 ☎966-1217
6		妊婦のための支援給付金	妊娠届出に5万円、妊娠8か月または出生時に5万円を給付。	健康保険課 ☎966-1217
7		産後ケア事業	出産後1年以内の方で、心身の不調がある方やご家族からの十分なサポートが得られない方、育児不安の強い方を対象に助産師ケアを提供。	健康保険課 ☎966-1217
8	子育て	新生児訪問支援事業	家庭訪問により、育児不安や困り感を早期に発見し、母親の体調確認、新生児の発育、栄養、生活環境、疾病予防など育児に対する不安を軽減できるように訪問指導を行う。	健康保険課 ☎966-1217
9		養育支援訪問指導事業	乳幼児家庭全戸訪問事業において特に支援が必要と判断した家庭への指導・助言を行う。	福祉課 ☎966-1207
10		病児保育事業	病気や病後児を保護者が家庭で保育できない場合、保育所等に敷設された専用スペースにおいて看護師等及び保育士で一時的に預かる事業。※現在、在園児を対象とした「体調不良型」（登園後の発熱の際、専用スペースで保育を行う）のみを実施。	福祉課 ☎966-1207

国や県の補助金を活用した支援一覧表

No.	ジャンル	事業名	事業概要	担当課
11	子育て	子育てのための施設等利用給付費（認可外保育施設等における保育料の無償化）	幼稚園・認定こども園での預かり保育や、認可外保育施設等（未移行幼稚園、一時預かり、病児保育、ファミサポ事業含む）の保育料無償化（上限額あり）。3歳児～5歳児（4月1日時点の年齢）は保育の必要性の認定を受けた世帯が対象。0歳児～2歳児（4月1日時点の年齢）は非課税世帯であって、保育の必要性の認定を受けた世帯が対象。	福祉課 ☎966-1207
12		母子、父子家庭等医療費助成事業	ひとり親（母子・父子）に対する医療費助成	福祉課 ☎966-1207
13		沖縄県ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用支援事業	放課後児童クラブを利用しているひとり親家庭等の世帯（児童扶養手当受給者・母子父子家庭等医療費助成受給者・村民税非課税世帯・生活保護受給世帯）に利用料の半額を助成。	福祉課 ☎966-1207
14		児童手当（0歳～18歳）	・3歳未満 第1子・第2子：15000円 第3子以降：30000円 ・3歳～18歳到達後の最初の年度末まで 第1子・第2子：10000円 第3子以降：30000円	福祉課 ☎966-1207
15		3歳児～5歳児の保育料の無償化（認可施設）	3歳児～5歳児（4月1日時点の年齢）の保育料は、無償となる。	福祉課 ☎966-1207
16		0歳児～2歳児の保育料の低価格設定（認可施設）	0歳児～2歳児（4月1日時点の年齢）の保育料は、国の基準よりも低価格での設定としている。非課税世帯の場合、無償となる。	福祉課 ☎966-1207
17		子育て支援センター事業	認可保育施設等において、保護者の仕事や家事等の都合で、通常の保育時間中に間に合わない場合に、保育時間の延長をすることができる。	福祉課 ☎966-1207
18		延長保育事業補助金	認可保育施設等において、保護者の仕事や家事等の都合で、通常の保育時間中に間に合わない場合に、保育時間の延長をすることができる。	福祉課 ☎966-1207

国や県の補助金を活用した支援一覧表

No.	ジャンル	事業名	事業概要	担当課
19	子育て	一時預かり事業補助金	家庭において保育を行うことが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育施設において一時的に預かり、必要な保育を行う。	福祉課 ☎966-1207
20		こども医療助成費	中学校卒業まで通院費及び入院費を補助。	福祉課 ☎966-1207
21		未熟児養育医療費	2000g以下の未熟児で生まれた、或いは運動異常や体温が摂氏34度以下等の医療費を助成する。	福祉課 ☎966-1207
22		ファミリーサポートセンター運営費負担金	北部10町村でセンターが開設されており、有償ボランティアを活用し、様々な保育ニーズに対応。 (例:夜間・休日の預かり、送迎等)	福祉課 ☎966-1207
23		認可外保育施設保育サービス向上事業補助金	認可外保育施設の児童の健やかな発達・発育を促すとともに、施設における安全・衛生環境の向上を目的に、施設に対し、内科・歯科検診、損害賠償保険料、調理員検便費、保育用具の購入補助を行い、保護者負担の軽減を図る。 村単独事業分として、教材費(村在住のみ)、研修費、行事費を補助している。	福祉課 ☎966-1207
24		認可外保育施設の衛生・安全対策事業	認可外保育施設の児童の健やかな発達・発育を促すとともに、施設における安全・衛生環境の向上を目的に、施設に対し、職員健康診断の補助を行うことで、保育現場の職員体制の整備を行う。	福祉課 ☎966-1207
25		1か月児健康診査費用助成事業	乳児の1か月児健康診査に要した費用の一部を助成することにより、乳児の身体の発育状況、栄養状態等を把握するとともに、養育環境を評価し、乳児の健康の保持増進を図ることを目的。	健康保険課 ☎966-1217

国や県の補助金を活用した支援一覧表

No.	ジャンル	事業名	事業概要	担当課
26	教育	恩納村各種競技等の県外等への派遣 (部活分) ※県外派遣について航空賃及び船賃の 1/2の額について、一括交付金の8割補 助を活用	【体育的派遣】学校教育活動の一環として行われる児童生徒の体育的行事への派遣は、県大会又は予選大会において優勝若しくは準優勝又は第1位若しくは第2位の成績を修め、県代表又は地区代表として決定を受けた団体又は個人。 【文化的派遣】体育的派遣を準用して審査し、村長が決定する。 ※同一年度同一団体につき2回までを限度とする。ただし、九州地区大会等において優秀な成績を修め、主催団体等からの全国大会への出場権を付与され若しくは推薦された場合は、その限りではない。 ○補助額 航空賃又は船賃：実費（利用可能で最も有効な割引料金で算出した額） 宿泊費：大会要項に定める額（ただし、1人1泊10,000円を限度とする。） ※ただし、一団体の最高限度額は100万円以内とする。	学校教育課 ☎966-1209
27		就学援助（準要保護）	村内在住または村立小中学校に在学する児童・生徒の保護者で、経済的な理由で就学が困難と認められる家庭へ、修学旅行費・学用品費等の一部を補助する。	学校教育課 ☎966-1209
28		就学援助（要保護）	村内在住または村立小中学校に在学する児童・生徒の保護者で、生活保護を受けている家庭へ、修学旅行費・医療費を補助する。	学校教育課 ☎966-1209
29		特別支援教育就学奨励費	特別支援教育を必要とする児童・生徒の保護者で、所得状況等に応じ、学用品費等の一部を補助する。	
30		沖縄県公立学校給食費無償化支援事業	中学校に在籍する生徒の学校給食費無償化。 中学校給食費年額 60,500円（県1/2 村1/2）	
31		アメリカホームステイ派遣事業	創造性・積極性・国際性に富み、グローバルな視点で物事を考察できる人材の育成を目指して、村内在住中高生を夏休み期間中の3週間程度、アメリカ合衆国に派遣する。 R6年度は8名を派遣。	社会教育課 ☎966-1210

国や県の補助金を活用した支援一覧表

No.	ジャンル	事業名	事業概要	担当課
32	高齢者福祉	食の自立支援事業	配食サービスを提供し、地域での自立した生活を支えるとともに、栄養状態の改善及び安否確認・孤独死の防止を行うための事業。	福祉課 ☎966-1207
33	障がい者福祉	障害福祉サービス	障害者（身体・知的・精神・難病等）が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう必要な支援を行う。日常生活のサポートを受けられる（介護給付）就労支援などの訓練を対象とした（訓練等給付）など	福祉課 ☎966-1207
34		障害児支援	障害のある児童が年齢や障害特性に応じた専門的な支援を行う。（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）	福祉課 ☎966-1207
35		補装具	身体障害者手帳を交付されている方および難病患者等（児童を含む）を対象に、障害者等の失われた身体機能を補完または代替するための補装具購入費用の補助。	福祉課 ☎966-1207
36		日常生活用具給付等支援事業	身体障害者手帳、療育手帳、精神福祉手帳の交付を受けた在宅の障害者（児童・難病患者）を対象に日常生活がより円滑に行われるための用具を給付する。（ストマ用具など）	福祉課 ☎966-1207
37		日中一時支援事業	障害のある方を対象に日中における活動の場を提供し見守り、社会に適応するための日常的な訓練等、介護等の支援を行う。	福祉課 ☎966-1207
38		移動支援事業	障害のある方を対象に社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出を支援する。	福祉課 ☎966-1207
39		意思疎通支援事業	身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害者又は音声若しくは言語機能障害者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行う。	福祉課 ☎966-1207

国や県の補助金を活用した支援一覧表

No.	ジャンル	事業名	事業概要	担当課
40	地域福祉	生活困窮者就労準備支援事業 (福祉事務所未設置町村による相談事業)	生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、沖縄県との連絡調整、その他必要な援助を行う。	福祉課 ☎966-1207
41	健康	骨髄等移植ドナー助成金	骨髄等の提供の為に通院、入院及び面接の日数について、1日につき2万円を助成します(最大14万円)。 (所属する企業や団体にドナー休暇制度がないこと。)	健康保険課 ☎966-1217
42		アピアランスケア支援事業	がん患者の心理的・経済的負担軽減及び療養生活の質の向上を図ることを目的に、がん治療による外見の変化を補完する補整具(ウィッグ又は乳房補整具)の購入費用の一部を助成。	健康保険課 ☎966-1217
43		若年がん患者在宅療養生活支援事業	若年がん患者が住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して生活を送ることができるよう、在宅における療養生活を支援し、患者及びその家族の負担の軽減を図るため在宅療養に係る費用の一部を助成。	健康保険課 ☎966-1217
44	暮らし	浄化槽整備補助	住宅の新設又は建て替えて処理対象7人以下の浄化槽を設置する場合(その他補助交付条件あり)の設置費補助。 補助額:5人槽 332,000円、7人槽 414,000円	村民課 ☎966-1205
45		恩納村集落排水施設接続促進事業	下水道を供用開始した地域へ既存の浄化槽を廃止し、下水道に接続する宅内配管工事に対する補助金(新築は対象外)。供用開始から7年間、30万円を限度で助成。	上下水道課 ☎966-1190
46	産業振興	新規畑人資金支援事業(経営開始資金)	経営の不安定な就農初期段階の青年就農者(満49歳以下)に対し経営開始資金として年間150万円(夫婦型225万円)を最長3年間給付を行い、青年就農者の就農意欲の喚起と就農後の定着を図る。	農林水産課 ☎966-1202